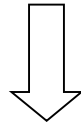


流通業務市街地の整備に関する法律第5条に基づく許可・証明のフローチャート

まず、開発指導課窓口にて以下についてご確認ください。

- ・ 計画地が流通業務地区(団地)内に入っているか
- ・ 立地可能な施設であるか



おおよそ立地できる可能性がある場合は以下の申請手続きへ進みます。

